

鳥取県家賃債務保証事業

保証人が確保できず賃貸住宅の入居契約ができない方を支援するために鳥取県独自で「鳥取県家賃債務保証事業」を創設しました。本事業は、鳥取県居住支援協議会が鳥取県社会福祉協議会に委託して実施します。

本事業の利用希望者は、あんしん賃貸相談員に賃貸住宅への入居相談とあわせて本事業の利用についても相談し、その後、鳥取県社会福祉協議会へ家賃債務保証事業を申し込みます。

●対象住宅

鳥取県内にある本事業の債務保証契約の締結が可能な賃貸住宅(月額家賃上限10万円)

●対象者

この事業の利用者は、あんしん賃貸相談員と相談のうえ入居を希望する対象住宅を決定し、そのうえで次の全てに該当する方を対象とします。

(1) 給与、年金、生活保護(※)その他の安定した収入があり、対象住宅の家賃及び共益費(以下、「家賃等」という。)を継続的に支払うことができること。

※収入に生活保護が含まれるときは、対象住宅の月額の家賃は、住宅扶助の月額の家賃に係る当該市町村の限度額を上限とし、原則として代理納付を行うことを要件とします。

(2) 保証人が確保できないこと。

(3) 月収(世帯全員の合計額)が対象住宅に係る月額の家賃等の2倍以上あること。

(4) 家賃等を滞納中(過去に滞納した家賃等を分納しているときは、その分納を遅滞なく行っている場合を除く。)でないこと。

(5) 鳥取県家賃債務保証事業以外の賃貸人(管理者を含む。)が取り扱う家賃債務保証の契約締結が困難であると認められること。

(6) 過去にこの事業を利用したとき、3か月以上の家賃等の滞納がないこと。

(7) 過去にこの事業を利用したとき、信義に反する行為を行っていないこと。

(8) 自立した日常生活を送ることが期待できること(他者の支援によるものも含まれます。)

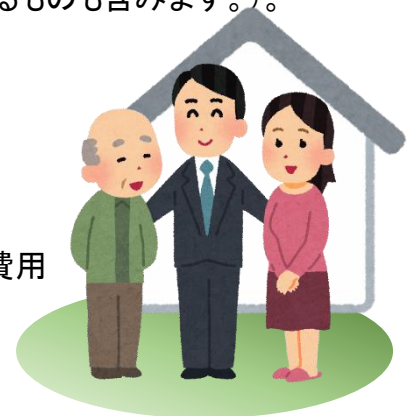
(9) 対象住宅に入居を希望する方全員が、暴力団員でないこと。

●保証料 2年間15,000円(更新時も同額)

●保証の対象

(1) 滞納家賃等

(2) 残存家財の処分に要する費用及び退去に伴う原状回復に係る費用
保証上限金額は(1)と(2)の合計金額は家賃等の5か月分



●鳥取県家賃債務保証事業に関する問い合わせ先●

【事務局】 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 県立福祉人材研修センター内

☎ 0857-59-6332 / Fax 0857-59-6340

✉ psc@tottori-wel.or.jp URL <http://www.tottori-wel.or.jp>